

関西広域連合関係

平成24年9月定例会（事前）
広域連合特別委員会資料
（政策創造部）

1 第23回関西広域連合委員会（平成24年7月26日）配布資料（抜粋）

[説明順]

	ページ
①-1 (1) 国出先機関対策に係る法律案について	1
② { (2) 大飯原子力発電所4号機の再起動に伴う 今夏の節電目標の取扱いについて	7
(3) 今夏の節電対策の進捗状況について	8
③ (4) 大阪府ドクターヘリの「京都府南部」への 運航拡大に係る基本協定の締結について	16
(その他協議事項) ・東日本大震災災害廃棄物の広域処理について	

2 第24回関西広域連合委員会（平成24年8月23日）配布資料（抜粋）

④ (1) 政令市（京都市・神戸市）の加入について	17
①-2 (2) 国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律案 に関する声明	19
⑤-1 (3) 今後のエネルギー政策の確立に向けた声明	20
(その他協議事項) ・広域計画の改定について ・関西広域連合規約の改正について（検討案） ・新たな取組の検討について（平成25年度予算編成に向けて） ・広域連合議会8月定例会提出議案について ・関西における中長期的なエネルギー政策について ・東日本大震災災害廃棄物の広域処理について	

3 その他

⑤-2 (1) 大飯原発に関する適切な取組を求める申入れ （平成24年9月7日付け発出文書）	22
---	----

国の特定地方行政機関の事務等の移譲 に関する法律案（概要）

内閣府地域主権戦略室

1 目的

この法律は、地方公共団体が地域における行政のうち広域にわたるものについて自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うようにするため、国の特定地方行政機関の事務及び事業（以下「事務等」という。）の特定広域連合等への移譲についての基本理念、事務等移譲基本方針の策定、事務等移譲計画の作成及びその内閣総理大臣による認定、当該認定が行われた場合における事務等の移譲、事務等移譲推進本部の設置等について定めることにより、国の特定地方行政機関の事務等の地方公共団体への移譲を推進し、もって国及び地方公共団体を通じた行政の効率化を図るとともに、住民の福祉の向上に寄与することを目的とする。

2 基本理念

- ① 事務等の特定広域連合等への移譲は、国と特定広域連合等との適切な役割分担及び密接な連携の下に特定広域連合等の自主性及び自立性が十分に発揮されることを旨として、行われなければならない。
- ② 事務等の特定広域連合等への移譲は、当該特定広域連合等の区域内における住民の福祉の向上に寄与することを旨として、行われなければならない。
- ③ 事務等の特定広域連合等への移譲は、国及び地方公共団体を通じた行政の効率化に寄与することを旨として、行われなければならない。

3 対象

（1）制度を利用できる主体

2以上の都道府県が加入する広域連合であって、これを組織する都道府県の区域を合わせた区域が移譲対象特定地方行政機関の管轄区域（当該管轄区域に含まれないこととすることについて相当の合理性が認められるものとして政令で定める区域を除く。）を包括するもの（以下「特定広域連合」という。）並びに北海道及び沖縄県（以下「特定広域連合等」という。）とする。

(2) 移譲対象特定地方行政機関

経済産業局、地方整備局及び地方環境事務所をいう。

(3) 移譲事務等

移譲対象特定地方行政機関に関し、法令の規定により特定広域連合等の長に移譲される措置の対象となる事務等をいう。

4 国及び特定広域連合等の責務

- ① 国は、2の基本理念にのっとり、認定を受けた特定広域連合等に対し、移譲事務等の実施に関し必要な情報の提供、助言その他必要な支援を行わなければならない。
- ② 認定を受けた特定広域連合等は、2の基本理念にのっとり、国に対し、移譲事務等に係る国の施策の企画及び立案並びに移譲事務等に関連する国の事務等の実施に関し必要な情報の提供その他必要な協力をしなければならない。
- ③ 認定を受けた特定広域連合及び当該特定広域連合を組織する地方公共団体は、2の基本理念にのっとり、移譲事務等及びこれに関連する事務等の効果的かつ効率的な実施に資するため、当該特定広域連合を組織する地方公共団体の移譲事務等に関連する事務等を移譲事務等と併せて当該特定広域連合において実施するよう努めなければならない。

5 事務等移譲基本方針の策定

- ① 政府は、特定地方行政機関の事務等の特定広域連合等への移譲に関する基本的な方針（以下「事務等移譲基本方針」という。）を閣議決定により定める。
- ② 事務等移譲基本方針には、以下の事項を定める。
 - ・特定地方行政機関の事務等の特定広域連合等への移譲の意義及び目標に関する事項
 - ・特定地方行政機関の事務等の特定広域連合等への移譲を促進するために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針
 - ・6①の事務等移譲計画の認定に関する基本的な事項
 - ・特定地方行政機関の事務等の特定広域連合等への移譲に関し政府が講ずべき措置についての計画
 - ・特定地方行政機関の事務等の特定広域連合等への移譲の評価に関する基本的な事項等

6 事務等移譲計画の認定

① 特定広域連合等は、事務等移譲基本方針に即して、あらかじめ、②の実施区域にその区域の全部又は一部が含まれる都道府県及び市町村の意見を聴いた上、当該特定広域連合等の議会の議決を経て、事務等の移譲を求めようとする移譲対象特定地方行政機関ごとに、移譲対象特定地方行政機関の事務等の特定広域連合等への移譲に関する計画（以下「事務等移譲計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。（特定広域連合を設置しようとする地方公共団体は、広域連合設置の手續と並行して、共同で事務等移譲計画の認定を申請することができる。）

② 事務等移譲計画には、以下の事項を定める。

- ・ 移譲事務等を実施する特定広域連合等の名称
- ・ 移譲対象特定地方行政機関の名称
- ・ 特定広域連合等が移譲事務等を実施するためにその区域（特定広域連合にあっては、これを組織する都道府県の区域を合わせた区域）内において設定する区域（以下「実施区域」という。）
- ・ 事務等移譲計画の目標
- ・ 特定広域連合等が移譲事務等を開始する日
- ・ 移譲事務等の実施体制に関する事項として内閣府令で定めるもの
- ・ 特定広域連合にあっては、移譲事務等と併せて実施しようとする当該特定広域連合を組織する地方公共団体の移譲事務等に関連する事務等に関する事項その他の移譲事務等及びこれに関連する事務等の効果的かつ効率的な実施に関する事項

等

③ 内閣総理大臣は、以下の基準に適合すると認めるときは、事務等移譲計画の認定をするものとする。

- ・ 事務等移譲基本方針に適合するものであること。
- ・ 移譲事務等が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
- ・ 事務等移譲計画に定められた実施区域が、移譲対象特定地方行政機関の管轄区域又は当該管轄区域と3（1）の政令で定める区域の全部若しくは一部とを合わせた区域と一致するものであること。

④ 内閣総理大臣は、認定をしようとするときは、あらかじめ、移譲事務等について規定する法令を所管する国の行政機関の長の同意を得なければならない。この場合において、当該行政機関の長は、移譲事務等が円滑かつ確実に実施されると見込ま

れるものであることという基準に適合すると認められるときは、同意をするものとする。

⑤ 内閣総理大臣は、認定を受けた特定広域連合等に対し、移譲事務等の実施状況についての報告を、また、移譲事務等の適正かつ確実な実施のため特に必要があると認めるときは移譲事務等の実施に関し必要な措置を講ずることを、それぞれ求めることができる。

⑥ 認定を受けた特定広域連合が解散したとき又は認定を受けた特定広域連合を組織する都道府県の区域を合わせた区域が認定事務等移譲計画に定める移譲対象特定地方行政機関の管轄区域を包括しなくなったときは、認定は、その効力を失う。

⑦ 認定を受けた特定広域連合等が内閣総理大臣からの措置の要求に従わず、認定の取消し以外の方法によってその是正を図ることが困難であり、かつ、それを放置することにより著しく公益を害することが明らかであるときは、その認定を取り消すことができる。

⑧ 認定が効力を失った場合及び認定を取り消した場合における認定を受けた特定広域連合等が行った移譲事務等に係る許可等の処分その他の行為についての経過措置、移譲事務等に従事している当該特定広域連合等の職員の国への引継ぎに関する措置、移譲事務等に関し当該特定広域連合等が有する権利及び義務の取扱いに関する措置その他の必要な措置については、別に法律で定める。

7 事務等の移譲

① 特定広域連合等が事務等移譲計画について認定を受けたときは、法令の定めるところにより、移譲対象特定地方行政機関の事務等が当該特定広域連合等に移譲されるものとする。

② 移譲事務等については、その適正な実施を確保するため必要がある場合には、当該特定広域連合等の長に対する国の関与（同意、許可、認可又は承認、指示、特定広域連合等との協議その他一定の行政目的を実現するため特定広域連合等に対して具体的かつ個別に関わる行為（相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的としてされる裁定その他の行為（その双方を名宛人とするものに限る。）及び審査請求、異議申立てその他の不服申立てに対する裁決、決定その他の行為を除く。）をいい、特定広域連合等がその固有の資格において当該行為の名宛人となるもの限り、国の特定広域連合等に対する支出金の交付及び返還に係るものを除く。）を政令で定めることができる。

- ③ 認定を受けた特定広域連合等は、内閣府令・主務省令で定めるところにより、毎年度、あらかじめ、実施区域にその区域の全部又は一部が含まれる都道府県及び市町村の意見を聴いた上、当該特定広域連合等の議会の議決を経て、移譲事務等の実施に関する計画を作成し、当該移譲事務等について規定する法令を所管する国の行政機関の長に協議し、その同意を得なければならない。

8 認定を受けた特定広域連合に関する特例等

- ① 認定を受けた特定広域連合については、理事会制⁽⁴⁾の規定の適用を除外する。
- ② 認定を受けた特定広域連合は、規約で定めるところにより、特定広域連合委員会を置くことができる。特定広域連合委員会を置く認定を受けた特定広域連合の長は、以下の場合には、特定広域連合委員会の意見を聴くものとし、当該意見を勘案し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならない。
- ・条例の制定又は改廃につき、当該特定広域連合の議会にその議案を提出しようとするとき。
 - ・予算を調製しようとするとき。
 - ・実施計画を作成し、又はその変更をしようとするとき。
 - ・認定を受けた特定広域連合の重要事項であって規約で定めるものを決定し、又は変更しようとするとき。
- ③ 認定を受けた特定広域連合等に、認定事務等移譲計画ごとに、移譲事務等に関し、当該特定広域連合等の長を補佐し、その補助機関である職員の担任する事務を監督する常勤の職を置くものとする。
- ④ 認定を受けた特定広域連合は、包括外部監査契約の締結を必須とする。
- ⑤ 認定を受けた特定広域連合は、人事委員会を置くものとする。
- ⑥ 移譲対象特定地方行政機関を管轄していた行政機関の長は、地震、台風、水火災その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策又は災害復旧その他非常事態への対処のため必要があると認めるときは、特定広域連合等の長に対し、職員の派遣その他必要な協力を要請することができる。当該要請を受けた特定広域連合等は、その所掌事務の遂行に著しい支障のない限り、当該要請に応じなければならない。
- ⑦ 移譲対象特定地方行政機関を管轄していた行政機関の長は、緊急災害対策本部が設置された場合その他これに準ずる非常事態の場合として政令で定める場合において、国民の生命、身体又は財産の保護のために特定広域連合等の協力が特に必要

であると認めるときは、特定広域連合等の長に対し、職員の派遣その他必要な措置を講ずべきことを指示することができる。

9 事務等の移譲に伴う措置

(1) 職員の引継ぎ

特定広域連合等が、計画について内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、移譲対象特定地方行政機関の職員は、別に辞令を発せられない限り、事務等が移譲された日において、当該特定広域連合等の相当の職員となる。

(2) 財政上の措置

国は、2の基本理念にのっとり、認定を受けた特定広域連合等がこの法律の規定により行うこととなる事務等を実施するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

10 事務等移譲推進本部

- ① 内閣に、全閣僚で構成する事務等移譲推進本部を置く。
- ② 本部は、事務等移譲基本方針の案の作成、事務等移譲基本方針に基づく施策の実施の推進に関する事務等をつかさどる。

11 その他

認定を受けた特定広域連合等が処理することとされている事務（政令で定めるものを除く。）は、当分の間、地方自治法その他の法令の規定の適用については、同法第2条第9項第1号に規定する第一号法定受託事務とみなす。

（注）広域連合制度への理事会制導入を含む「地方自治法の一部を改正する法律案」が通常国会に提出済み。

大飯原子力発電所 4 号機の再起動に伴う今夏の節電目標の取扱いについて

平成 24 年 7 月 26 日

関 西 広 域 連 合

- 1 標記については、6 月 30 日の第 22 回関西広域連合委員会において、大飯原子力発電所 4 号機の再起動が確実となった段階においても、節電目標を平成 22 年度比で 10%以上を維持しつつ、産業活動等については事業に支障のない範囲で取り組むこととし、その方向で、国においても検討することを要請することとした。
- 2 これを受けて、政府においては、昨日開催された「エネルギー・環境会議及び電力需給に関する検討会合」で、大飯原子力発電所 4 号機の再起動に伴う関西電力管内の節電目標を、生産活動に配慮しつつ、平成 22 年度比で 10%以上を維持することとし、7 月 26 日から実施することが決定された。
- 3 このため、関西広域連合としては、国や関西電力と連携し、引き続き、平成 22 年度比で 10%以上の節電に取り組むこととしつつ、産業活動等については、事業に支障のない範囲で取り組むこととする。

今夏の節電対策の進捗状況について

平成 24 年 7 月 26 日

関西広域連合

今夏の節電対策の進捗状況について

今夏の節電対策については、5月30日に開催した関西広域連合委員会において、その内容を決定したが、その後の進捗状況は以下のとおりである。

1. 通常時の対策（詳細は別紙参照、集計は7月18日現在）

(1) 家庭部門

- 効果的な節電メニューについて、節電効果等をわかりやすく示した節電チラシを作成した。構成府県市で活用中。
- 次の取組みについては、関係する事業者と協力を得て実施する。
 - ・ 家族でお出かけ節電キャンペーン（クールスポット）については、商業施設、外食店舗、イベント施設、公共機関等の約500事業者、約1,260施設から協力を得た。
 - ・ 節電関連製品、グッズの利用促進については、9事業者501店舗から協力を得た。
 - ・ 節電トライアル宝くじについては、43事業者から協力を得て、44種類820個の賞品を集めた。6月29日から募集を実施しており、約85,000件の応募を受付けている。
 - ・ 節電チャレンジ（小学生への節電教育の推進）については、7事業者から協力を得て、9種類81個の賞品を集めた。
 - ・ 関西スタイルのエコポイント事業については、6月1日から本格展開を開始し、現時点でポイント原資提供企業5社の参加を得ている。

(2) 産業・業務部門

- 効果的な節電メニューについて、節電効果等をわかりやすく示した節電チラシを業種向けに8種類作成した（オフィス等、ホテル・旅館、飲食店、学校、卸・小売店、食品スーパー、病院・福祉、製造業）。構成府県市で活用中。
- 節電対策の働きかけについては、大規模事業者に対する節電計画書の作成指導や、中小事業者に対する節電セミナー、省エネ診断などにより、約7,000事業者と節電の取組みの協力を要請した。引き続き協力要請を継続する。
- サマータイム等の導入促進については、事業者、市町村に呼びかけ、協力をお願いしている。
- すべての構成府県市において、照明の半減や空調温度管理の徹底、勤務形態の見直し等の率先取組みを実践することとしている。特に、今夏の厳しい電力需給を踏まえ、全庁的な節電体制を構築して対応する自治体もある。

(3) 広報等

- 6月28日、関西広域連合のホームページに節電のサイトをオープンした。
- ターミナル駅の駅前や大規模商業施設などの人の多く集まる場所において、節電啓発チラシ、グッズの配布等により、節電取組みの呼びかけを計画、実施。
- 府県市の広報紙、ホームページ、メルマガ等により、幅広く広報を実施した。

- 市町村に対し、説明会の開催、依頼文章の送付により、節電取組み、広報の協力要請を行った。
- テレビ、ラジオ、新聞、タウン誌等の民間メディアの協力を得て、節電取組みを呼びかけた。
- 電鉄、バス会社の協力を得て、車両の中吊り等の交通広告で、家族でお出かけ節電キャンペーンを呼びかける。
- 「みんなで節電チャレンジ」ロゴマークを活用した広報を行った。47 事業者より利用申込を受け付けた。

2. 緊急時（ひっ迫時）の対策

(1) 緊急節電の要請

- 関西電力から、関西府県市町村や、情報提供を希望する府県民、事業者に対して一斉メールが送信される。（前日 18 時、当日 8 時等）
- 関西広域連合構成府県市や関係自治体は、それぞれが持つメールシステムやHP等によって、テレビ・エアコン・照明の停止等、一層の節電の要請を行う。
また、併せて熱中症への注意を呼びかける。

(2) 関西電力の取組

- 需給調整契約の拡充や、ネガワット入れ、アグリゲーター等の活用による需要の抑制。
- 更なる融通の他電力への要請や卸電力取引所の活用による供給力の確保。

(3) 国の取組

- 供給力確保のため、更なる全国融通の調整等を実施。
- 業界団体等を通じて事業者への連絡体制を構築。

3. 万が一に備えた計画停電の対応

(1) 国及び関西電力による計画停電のスキーム

- 7月2日～9月7日（土・日・祝日および8月13日～15日除く）の間、8時30分から21時00分を6時間帯に区分。
- 関西を6グループのエリアに区分し、1グループを更に8サブグループに細分化（合計48グループ）。
- 1日の停電回数は原則各グループ1回で、1回の停電時間は2時間程度。
- 前日18時頃に停電の可能性があるサブグループを予告し、停電開始2時間程度前までに停電を実施するサブグループを通知する。

(2) 主な対応

- 医療機関における在宅医療機器使用者への対応、交通信号停止時の警察官による交通整理等、様々な分野において、想定される影響を検討し、対応策を講じる。

○ 節電パンフレット配布数

時期	対象	配布方法	枚数
6月	事業者向け	事業者団体、セミナーを通じて配布	17,300 枚
	家庭向け	街頭啓発で配布	30 枚
	家庭・事業者向け	イベント・集会を通じて配布	450 枚
7月	事業者向け	事業者団体、セミナーを通じて配布	16,900 枚
	家庭向け	街頭啓発で配布	230,000 枚
	家庭・事業者向け	新聞折込チラシで配布	334,300 枚
8月以降（予定）	事業者向け	事業者団体、セミナーを通じて配布	27,300 枚
	家庭向け	県施設、交通機関を通じて配布	161,000 枚

○ 節電関連製品、グッズの利用促進の協力事業者

業種	会社名	協力店舗
家電量販店	上新電機株式会社	大阪府、滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、徳島県、奈良県内の 125 店舗で取組みを実施
	株式会社ビックカメラ	なんば店、JR 京都駅店で取組みを実施
	株式会社エディオン	大阪府、滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、奈良県内の 100 店舗で取組みを実施
	株式会社ヤマダ電機	大阪府、滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、奈良県内の 63 店舗で取組みを実施
	株式会社ヨドバシカメラ	マルチメディア梅田店で取組みを実施
ホームセンター	株式会社カインズ	大阪府、滋賀県、京都府、兵庫県内の 10 店舗で取組みを実施
	株式会社ケーヨー	大阪府、滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県内の 14 店舗で取組みを実施
	株式会社コメリ	大阪府、滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、奈良県内の 139 店舗で取組みを実施
	ダイキ株式会社	大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、奈良県内の 47 店舗で取組みを実施

○ 節電トライアル宝くじの協力事業者及び賞品

業種	協賛企業	賞品
家電量販店	エディオン（ミドリ電化）	エディオン（ミドリ）ギフト券（5,000 円分） 200 名
家電量販店	上新電機株式会社	ジョーシンポイント（5,000 円分） 200 名
空調メーカー	ダイキン工業株式会社	空気清浄機 1 台
ホテル	アルモニーアンブラッセ大阪	レストラン「レヨン」 ペアディナー券 2 組
ホテル	ザ・リッツ・カールトン大阪	イタリア料理「スプレンドィード」 ペアランチ券 1 組
ホテル	ホテル阪急インターナショナル	カフェ&バイキングレストラン「ナイト&デイ」 ランチ ペア券、ディナーペア券 各 1 組
ホテル	神戸ポートピアホテル	レストランペアランチ券（2 組）
ホテル	ホテルオークラ神戸	テラスレストランビュッフェペアランチ券（1 組）
ホテル	淡路夢舞台ウエスティンホテル	1 泊朝食つきペア宿泊券（1 組）
ホテル	神戸ベイシェラトンホテル&タワーズ	ガーデンカフェ ディナーペア券・ランチペア券（各 1 組）
ホテル	ANA クラウンプラザホテル神戸	ザ・テラス ディナーバイキング ペア券（2 組）
ホテル	アパローム紀の国	ホテル利用券（10,000 円分） 5 名
ホテル	ホテルグランヴィア和歌山	ランチバイキングペアチケット 10 組
ホテル	琵琶湖ホテル	ペア宿泊券（ルームチャージ）1 組
旅行会社	株式会社 JTB 西日本	JTB ナイスギフト（5,000 円分） 10 名
遊園地	ひらかたパーク	入園券（秋シーズンイベントホール入館付） ペア 25 組
遊園地	みさき公園	入園券 ペア 25 組
遊園地	ユニバーサル・スタジオ・ジャパン	スタジオ・パス（1 日券） ペア 5 組
遊園地	姫路セントラルパーク	入園券（10 名）
遊園地	城崎マリンワールド	ペア入園券（5 組）
遊園地	和歌山マリーナシティ ポルトヨーロッパ	ペア入園券（50 組）
遊園地	アドベンチャーワールド	大人ペア入園券 10 組
食品	堺昆布加工業協働組合	昆布セット 20 名
食品	大阪府生菓子協同組合堺支部	堺和菓子セット 10 名
食品	兵庫県漁業協同組合連合会	明石だこやわらか煮セット 6 パック入り（10 名） 特選「ひょうご薫る黒」焼きノリ（10 名）
食品	兵庫県水産振興基金	明石だこの花しゃぶセット（10 名）
食品	神戸市漁業協同組合	ちりめん・くぎ煮・ちりめん佃煮各 150 g セット（25 名）
食品	前原製粉株式会社	おもち、あんの詰め合わせ 4,000 円相当（10 名）
食品	エム・シーシー食品	スープセット 3,000 円相当（10 名）
食品	フジッコ株式会社	商品詰め合わせ 3,000 円相当（10 名）

○ 節電トライアル宝くじの協力事業者及び賞品（続き）

品目	協力事業者	賞品
食品	株式会社有馬芳香堂	「大粒いかり豆」他、おすすめセット 2,300 円相当（5 名）
食品	六甲バター株式会社	QBB チーズ&ナッツ詰合せ 5,000 円相当（5 名）
食品	ひょうごの美味し風土拡大協議会	兵庫県認証食品詰合せ（5,000 円相当）（5 名）
食品	ふるさと和歌山 わいわい市場	和歌山県特産 釜揚げしらす（3,000 円相当） 5 名
食品	株式会社勝僖梅	梅干し 3,000 円相当 10 名
食品	中野BC株式会社	梅酒 3,000 円相当 10 名
その他	天保山大観覧車	天保山大観覧車ご招待券（1 ゴンドラ券：8 名まで乗車可能） 10 枚
その他	JX日鉱日石エネルギー（提供） 一般社団法人スマートプロジェクト（協力）	ENEOS プリカ（5,000 円分） 50 名様
その他	堺刃物商工業協同組合連合会	高級堺打刃物 5 名
その他	キッザニア甲子園	チケット（大人 2 名＋子ども 2 名）（5 組）
その他	ヴィッセル神戸	12/1（土）のホームゲーム最終戦（サンフレッチェ広島戦）のバック自由席券（ペア 10 組）
その他	全国農業協同組合連合会兵庫県本部	JA 全農兵庫直営レストラン神戸プレジール食事券 3,000 円（10 名）
その他	琵琶湖汽船株式会社	ミシガンクルーズ ペア乗船招待券 5 組

○ 節電チャレンジ（小学生への節電教育の推進）の協力事業者及び賞品

品目	協力事業者	賞品
スポーツ	大阪エヴェッサ	サインボール 3 球、サイン入り T シャツ 5 着
スポーツ	ガンバ大阪	サインボール 3 球、サイン入り練習着 3 着
スポーツ	セレッソ大阪	ペア観戦チケット 5 組
遊園地	ひらかたパーク	入園券（秋シーズンイベントホール入館付） ペア 25 組
遊園地	みさき公園	入園券 ペア 25 組
遊園地	ユニバーサル・スタジオ・ジャパン	スタジオ・パス（1 日券）ペア 5 組
水族館	海遊館	ペア（大人・こども）入館券 5 組 10 名様

○ 街頭啓発活動による節電呼びかけ

実施日	実施場所	実施団体	備考
6月16日(土)	ハーバーランド	神戸市	食育フェア
21日(木)	イオンモール日吉津	鳥取県、鳥取県地球温暖化防止活動推進センター、中国電力	「うちエコ診断」も実施
7月1日(日)	京都駅前	京都府、京都市、近畿経済産業局、関西電力	知事、市長も参加
2日(月)	JR大津駅前	滋賀県、関西電力、滋賀レイクスターズ	
	大阪駅前地下街	大阪府、大阪市、近畿経済産業局、関西電力	
	JR三ノ宮駅前	兵庫県、関西電力	
8日(日)	WTC	大阪府	「大阪産(もん)大集合」イベント
13日(金)	倉吉パープルタウン	鳥取県、鳥取県地球温暖化防止活動推進センター、中国電力	「うちエコ診断」も実施
16日(月)	メリケンパーク	神戸市、関西電力	みなとまつり
17日(火)	JR明石駅前	兵庫県、関西電力	
20日(金)	イオンモール鳥取北	鳥取県、鳥取県地球温暖化防止活動推進センター、中国電力	「うちエコ診断」も実施
24日(火)	JR西宮駅前	兵庫県、関西電力	
27日(金)	神戸旧居留地	神戸市、関西電力	
29日(日)	アミコビル2階時計前広場等(徳島市)	徳島県、徳島駅前大型店舗協議会等	「打ち水」を実施予定
31日(火)	JR姫路駅前	兵庫県、関西電力	
8月3日(金)	神戸市灘区	神戸市、関西電力	
8月5日(日)	ハーバーランド	神戸市、関西電力	ハーバーランドの日
7日(火)	JR元町駅前	兵庫県、関西電力	

○ 関西スタイルのエコポイント事業

■ポイント付与対象商品・サービス一覧

提供企業	品名	ポイント	対象商品の販売開始日	
カネカソーラー販売㈱	住宅用太陽光発電システム (新築一般住宅対象)	10,000pt/kW (上限 40,000pt)	6月1日	
YKK AP㈱	内窓	ブラマードU	6月1日	
	外付けスクリーン	アウターシェード		
	オーニング (日よけ)	サンブレロ 01~03		
		サンブレロ 04		
	植栽ウォール	エスパリア		
はるやま商事㈱	不要なワイシャツまたはスラックスの下取り ※クールビズ対象のワイシャツまたはスラックスの 同時購入が必要		100pt 下取り割引に追 加して付与	6月23日
日本板硝子ビルディング プロダクツ㈱	真空ガラス	スぺーシア	250pt	7月1日
大阪ガス㈱	家庭用燃料電池 コージェネレーションシ ステム	エネファーム	10,000pt/台	7月1日

※注1 カネカソーラー販売㈱の商品は、6月1日以降に、平成24年度住宅用太陽光発電導入支援補助金の補助金申込み受理決定が行われたものに限る。

※注2 大阪ガス㈱の商品は、同社サービスエリア内において、9月末日(予定)までに太陽光発電(既設含む)と併せて設置した場合に限る。

■ポイント交換商品・必要ポイント数一覧

ポイント交換商品提供企業	品名	必要ポイント
★イズミヤカード㈱	電子マネー 「miyoca(ミヨカ)」	500円分 550pt
★㈱王将フードサービス	餃子の王将お食事券	1,000円分 (500円×2枚) 1,000pt
はるやま商事㈱	ワイシャツ1枚引換券	上限5,250円のワイ シャツ 3,000pt
	はるやま商品券	6,000円分 5,000pt
	メンズスーツ1着引換券	上限63,000円の スーツ 30,000pt
㈱ジェーシービー	JCBギフトカード	5,000円分 6,500pt
日本図書普及㈱	図書カード	2,000円分 3,000pt
㈱アレフ	びっくりドンキーお食事券	500円分 (500円×1枚) 500pt
日本マクドナルド㈱	マックカード	2,000円分 (500円×4枚) 3,000pt

※ ★印は関西独自の協力企業。

上記商品のほか日用雑貨、家電、環境寄付など、交換商品を多数用意。

大阪府ドクターヘリの「京都府南部」への 運航拡大に係る基本協定の締結について

「関西広域救急医療連携計画」に基づき、大阪府ドクターヘリが京都府南部へ運航を開始するに当たり、京都府と大阪府及び関西広域連合との間で、「救急医療用ヘリコプターの共同利用に係る基本協定」を締結した。

1 協定締結日

平成24年7月12日（木）

2 協定の主な内容

- ・ 京都府南部地域において、緊急に高度救急医療を要する患者が発生した場合は、大阪府ドクターヘリを利用できるものとする
- ・ 救急患者の搬送先は、原則として、京都府のあらかじめ指定する複数の医療機関とする（現在調整中、15病院程度）
- ・ 京都府は、大阪府ドクターヘリの出動を要請し、利用した実績に応じて、その費用を負担する

3 運航を拡大するエリア

「京丹波町」以南の市町村

（京丹波町、南丹市、亀岡市、京都市、向日市、長岡京市、大山崎町、宇治市、城陽市、久御山町、八幡市、京田辺市、井手町、宇治田原町、木津川市、精華町、笠置町、和束町、南山城村）

4 運航開始時期

平成24年9月中予定

京都市、神戸市の加入について（案）

平成 24 年 8 月
本部事務局

1 加入許可の手続き

(1) 関係団体（2 府 5 県 4 市）の加入手続き

5 月 25 日 大阪市議会で、議決済
 5 月 28 日 大阪府議会、京都市議会で、議決済
 6 月 13 日 兵庫県議会で、議決済
 6 月 22 日 堺市議会、神戸市議会で、議決済
 6 月 29 日 和歌山県議会で、議決済
 7 月 4 日 鳥取県議会で、議決済
 7 月 6 日 京都府議会、徳島県議会で、議決済
 7 月 11 日 滋賀県議会で、議決済

(2) 7 月 12 日 総務大臣申請

(3) 8 月 14 日 総務大臣許可

連合議員選出を連合議長から両市議長あて依頼

(8 月 17 日 京都市議会で議員選出)

2 担当分野

(1) 京都市

[希望] 広域観光・文化振興（京都府知事担当）の副担当

(2) 神戸市

[希望] 広域防災（兵庫県知事担当）の副担当

8 月 23 日付

3 事務局体制の整備（9 月 1 日付）

(1) 本部事務局

両市からの派遣職員（各 1 名）を本部事務局に専任配置

(2) 分野事務局

上記 2 に伴い、広域観光・文化振興局及び広域防災局に両市から参事を併任するとともに、その他の分野事務局にも参与等を併任。

※ 両市から広域防災局（←神戸市）、広域観光・文化振興局（←京都市）への人事交流も別途調整中。

総行市第107号

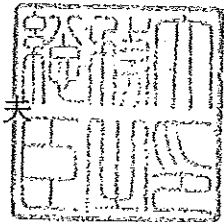
関西広域連合

広域連合長 井戸 敏三 殿

平成24年7月12日付け関広総第17号で申請のあった関西広域連合の規約の変更については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定に基づき許可する。

平成24年8月14日

総務大臣 川端 達夫



「国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律案」の
早期国会提出を求める声明

今国会の会期末が9月8日に迫っているにもかかわらず、国出先機関の事務・権限の移譲に係る標記の法律案は、未だ提出されていない。

今国会への法律案の提出は、野田内閣総理大臣も繰り返しその決意を明らかにされていながら、今に至っても提出の前提となる閣議決定すらなされていないことは、誠に残念である。

昨年来、関西広域連合は法律案の取りまとめに向け、政府とともに真摯に議論し、構成団体と協力して市町村等への説明に努めてきた。また、本年8月14日には区域内の全ての政令市の加入が実現し、国出先機関の受け皿としての体制がいつそう整ったところである。

ついては、政府においては法律案を早急に国会へ提出し、その早期成立を期することを強く求める。

平成24年8月23日

関西広域連合

連合長	兵庫県知事	井戸敏三
副連合長	和歌山県知事	仁坂吉伸
委員	滋賀県知事	嘉田由紀子
委員	京都府知事	山田啓二
委員	大阪府知事	松井一郎
委員	鳥取県知事	平井伸治
委員	徳島県知事	飯泉嘉門
委員	京都市長	門川大作
委員	大阪市長	橋下徹
委員	堺市長	竹山修身
委員	神戸市長	矢田立郎

今後のエネルギー政策の確立に向けた声明

関西広域連合の「大飯原発の再稼働については、政府の暫定的な安全判断であることを前提に、限定的なものとして適切な判断をされるよう強く求める」との声明の後、政府におかれては、大飯原発3・4号機の再起動を決定され、現在、営業運転に移行して稼働している。

その間、関西においては、今夏、関西電力大飯原発3・4号機のフル稼働後においても平成22年度比10%以上という節電目標を掲げ、家庭や産業・業務部門のあらゆる分野において節電に取り組み、昨夏以上の実績をあげている。

また、関西広域連合として、「関西における中長期的なエネルギー政策の考え方」を取りまとめることと併せて、再生可能エネルギーの導入を積極的に進めている。

一方、国においては、福島原発事故を踏まえ、原子力発電への依存度低減に向け、新たなエネルギー政策について国民的議論が進められ、エネルギー基本計画を取りまとめようとしている。

また、原子力規制委員会をはじめとした新たな原子力安全体制が9月にも整備され、原子力発電にかかる安全対策が抜本的に見直されるところである。

このような中、関西広域連合として、これまでの節電の取り組みや中長期的なエネルギー政策に係る検討などを踏まえ、次の3点について国に要請する。

1 今夏の電力需給の検証、今後の電力需給見通しの早期予測と安定供給体制の構築

- ①政府として今夏の電力需給の検証をしっかりと行うこと。
- ②今冬をはじめ今後の電力需給見通しの予測を早期に実施し、関西の府県民の生活や事業者の生産活動等に影響が出ないように、電力の安定供給体制の構築を図ること。

2 国の新たなエネルギー政策への国民意見の反映

- ①国の新たなエネルギー政策について、意見聴取会や討論型世論調査等による国民的議論を踏まえ、原発への過度の依存の見直しを着実に実現すること。
- ②環境に配慮した資源節約型の社会構築や再生可能エネルギーの普及・促進、さらには、エネルギー供給体制について、発送電分離や、家庭用電力の自由化、電気料金決定過程の透明化、需要サイドが参画する民主化など、将来にわたり国民が安心できる持続可能なエネルギー政策を構築すること。

3 新たな原子力安全体制の早期確立と関西電力大飯原発3、4号機の再審査

- ①国会の同意のもとに、早急に原子力規制委員会を設置すること。
- ②原子力規制委員会のもと、早急に新しい安全基準を策定すること。
- ③活断層の点検も含め、新しい基準に基づき関西電力大飯原発3、4号機の再審査を行い、安全性の判断を早急に行うこと。
- ④原子力の安全規制及び災害対策における地方公共団体の役割の重要性に鑑み、地方公共団体と国、事業者との密接な連携協力体制を早期に整備すること。

平成 24 年 8 月 23 日

関西広域連合

連合長	井 戸 敏 三	(兵庫県知事)
副連合長	仁 坂 吉 伸	(和歌山県知事)
委員	嘉 田 由紀子	(滋賀県知事)
委員	山 田 啓 二	(京都府知事)
委員	松 井 一 郎	(大阪府知事)
委員	平 井 伸 治	(鳥取県知事)
委員	飯 泉 嘉 門	(徳島県知事)
委員	門 川 大 作	(京都市長)
委員	橋 下 徹	(大阪市長)
委員	竹 山 修 身	(堺市長)
委員	矢 田 立 郎	(神戸市長)

大飯原発に関する適切な取組を求める申入れ

関西広域連合においては、去る5月30日、「大飯原発の再稼働については、政府の暫定的な安全判断であることを前提に、限定的なものとして適切な判断をされるよう強く求める」との声明を発出した。その後、立地県による真摯な安全確保の取組を経て、政府において再起動が決定され、現在、営業運転に至っている。

この間、国においては、新たな原子力規制体制の構築をめざしてきたが、関西広域連合が求めてきた新しい安全基準の策定やそれに基づく大飯原発の再審査はもとより、今国会における原子力規制委員会人事の国会同意すらなし得ていない。これは、最も基本となるべき国民の安全に対する責任を果たしておらず、安全安心の早期確立を求める国民の声にこたえられていない国の対応は、極めて憂慮すべき状況である。

一方、厳しい電力状況を乗り切るために設定した節電期間は、本日をもって満了する。また、今夏の節電努力により、計画停電等の最悪の事態に至らなかっただけでなく、目標達成の見通しがつくとともに、府県民の節電意識も向上している。

こうした状況を照らしあわせると、「暫定的な安全判断であることを前提に限定的なものとして」なされた大飯原発再稼働については、今後の明確なスケジュールを持たずに漫然と継続されており、現時点において改めて問い直す必要があると考える。

そこで、改めて大飯原発の稼働に関し、政府において適切な取組をされるよう、次の5点について申し入れる。

記

- 1 原子力規制委員会及び原子力規制庁を早急に発足させること
- 2 新しい原子力規制体制のもと早急に新しい安全基準を策定すること
- 3 「大飯原発の再稼働は、暫定的な安全判断による限定的なもの」であることを強く自覚し、新しい安全基準に基づき早急に大飯原発の再審査を行うこと
- 4 今夏の電力の需給状況について、国民の節電意識の定着や産業分野での節電の取組状況等を含め、早急に検証を行うこと
- 5 今夏の電力需給や節電の状況を踏まえ、また将来の電力需給の見通し等を見極めつつ、総合的なエネルギー対策を早急に確立すること

平成24年9月7日

関西広域連合

連合長	井	戸	敏	三	(兵庫県知事)
副連合長	仁	坂	吉	伸	(和歌山県知事)
委員	嘉	田	由	紀子	(滋賀県知事)
委員	山	田	啓	二	(京都府知事)
委員	松	井	一	郎	(大阪府知事)
委員	平	井	伸	治	(鳥取県知事)
委員	飯	泉	嘉	門	(徳島県知事)
委員	門	川	大	作	(京都市長)
委員	橋	下		徹	(大阪市長)
委員	竹	山	修	身	(堺市長)
委員	矢	田	立	郎	(神戸市長)